

○悪臭防止法について

1. 規制基準 (法第4条第2項)

北名古屋市全域が臭気指数に係る規制基準となっています。
規制地域については、環境課までお問い合わせください。

(ア) 敷地境界線における規制基準は、つぎのとおりです。

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

(イ) 煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が
②(ア)の敷地境界線における規制の値と同様になるよう、悪臭防止
法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法
により算出した値

(ウ) 排水口からの排水に係る規制基準は、次のとおりです

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

〈参考〉

臭気指数	10	ほとんどの人が気にならない臭気
臭気指数	12～15	気をつければ分かる臭気(希釈倍率1.6～3.2倍)
臭気指数	18～21	らくに感知できる臭気(希釈倍数6.3～12.6倍)

2. 悪臭の防止義務 (県民の生活環境の保全等に関する条例第65条第1)

・工場等の設置者は、事業活動に伴って生じたアンモニア、メチルメルカプタン等の不快な原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質をみだりに排出してはいけない。

3. 悪臭関係工場等の届出対象事(県民の生活環境の保全等に関する条例第65条第2項)

・次の業種の工場等は、毎年度終了後1月以内に届出書を市町村長に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ◇畜産農業 | ◇カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業 |
| ・豚房施設(豚房の総面積が50㎡以上) | ◇石油精製業 |
| ・牛房施設(豚房の総面積が200㎡以上) | ◇溶鋳炉を有する製鉄業 |
| ・鶏3,000羽以上飼育 | ◇シェルモールド法による鋳物製造業 |
| ・うずら20,000羽以上飼育 | ◇化製場 |
| ◇乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業 | ◇し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。) |
| ◇コーンスターチ製造業 | ◇ごみ処理場 |
| ◇紡糸施設を有するセロファン製造業 | ◇終末処理場 |
| ◇加硫施設を有するゴム製品製造業 | |

4. 悪臭が生ずる物の焼却行為の禁止は禁止されています（法第15条）

・何人も、住居が集合している地域では、みだりにゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で大量に焼却してはいけません。

※ その他の燃焼においては、ピッチ、草及び木（木材を含む。）、紙、繊維、油脂を含む。

※ 燃焼行為の中には、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、公益上・社会の慣習上止やむを得ない場合として除かれています。しかし、例え軽微とはいえ、煙等により周辺住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれがある場合は、指導の対象となりますので注意してください。